

豊明市木造住宅無料耐震診断のご案内（旧耐震）

令和8年版

豊明市では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断を実施しています。南海トラフ地震が発生した場合、豊明市の大半の地域は最大震度7という非常に強い揺れが想定されています。皆様の生命や財産を守るためにも、耐震診断を行い、耐震基準を満たしているかどうかの確認をすることをお勧めします。

1 無料耐震診断の対象建築物 次の①～⑦のすべてに該当するもの。

- ① 昭和56年5月31日以前に工事着手した建物。
- ② 構造が木造で、在来軸組構法または伝統構法で建てられた建物。
※ツーバイフォー、木質パネル構法等は対象外です。（※一部対象）
※増築部分が木造以外で建てられている建物（混構造）は対象外です。
- ③ 2階建以下の建物。
- ④ 戸建て住宅、一部の併用住宅、長屋、共同住宅に該当する建物。
- ⑤ 現在居住している、または居住する予定の建物。
- ⑥ これまでに市が実施する無料耐震診断に申し込みをしていない建物
または過去に市が実施している無料診断を受けてから5か年以上経過している建物。
- ⑦ 耐震改修工事をしていない建物

2 申込期限 通年受付

（申込み年度内に診断希望の方は、12月最終開庁日までの申込みが必要です。）

3 申込方法 申込み方法は、申込書に必要事項を記入して都市計画課の窓口へ直接持参してください。

4 その他 予算の範囲内で受付けを行いますので、申請前に予算の有無についてご確認ください。

◆耐震・減災・建替え・除却に関わる補助制度

（無料診断の結果、判定値が1.0に満たなかった場合のみ適用）

- ・木造住宅耐震改修費補助事業（1戸あたり115万円が上限、改修設計が精密診断法の場合は20万円上乗せ）
- ・木造住宅耐震シェルター整備費補助事業（50万円が上限）
- ・木造住宅除却費補助事業（50万円が上限）

※1 各補助制度の詳細等につきましては、別途補助概要の案内を確認ください。

※2 **工事契約・着手後に申請はできません。**

〈耐震改修工事の例〉



無料耐震診断を申し込みされた方へ

この度は、市の実施する木造住宅の無料耐震診断への申込みありがとうございます。
今後の診断のスケジュールは以下のとおりです。

- ①申請日の翌月中旬以降に診断士より日程調整について電話が入ります。
 - * 診断士は(社)愛知建築士会名南支部のメンバーです。
 - * 不審に思われる場合は、下記まで問い合わせください。
- ②上記により調整された日時に診断士が訪問し2時間程の診断を行います。
 - * 診断士は身分証明書を携帯しておりますので、必ず確認して下さい。
 - * 皆様に作成していただいた申込書のコピーを携帯しておりますので、間違い
ないか確認して下さい。
 - * 建築当時の図面があれば診断士にお見せ下さい。
- ③診断結果は診断後1カ月以内を目途にお届けします。
 - * 耐震改修に必要な概算工事費をお知らせしますので、参考にして下さい。
 - * 135万円を上限とする改修工事に対する補助制度もありますのでご利用下さい。
 - * 上記補助制度は、市の行った無料診断のものが補助の対象となりますのでご注意下さい。